

令和3年度予算編成に伴う茨城県への要望・回答

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望事項（新規）

1 医療機関等におけるクラスター発生時の看護職員の派遣に関する支援について

【医療人材課、疾病対策課】

医療機関等においてクラスターが発生し、多くの医療従事者等が濃厚接触者となり、突然の職員不足が生じて、通常の診療体制の維持が困難となった場合、対応する医療従事者等を補充されるシステムが構築されていないことから、患者への不利益、医療従事者等の負担増が避けられない現状がある。

また、クラスターが発生した医療機関等に感染に関するスペシャリスト（感染管理認定看護師等）が所属していない場合には、ゾーニング等の的確な指導がなされず、更なる感染拡大が懸念される。

クラスター発生時の看護職員派遣システムの構築等について要望する。

【回答要旨】

【医療人材課】

○医療機関等におけるクラスター発生等による看護職員不足に対応した派遣システムについては、県看護協会と連携を図りながら、検討してまいります。

【疾病対策課】

○昨年11月19日に、県版のクラスター対策班「茨城県新型コロナウイルス感染症クラスター対策ネットワーク」を立上げ、クラスターが発生した医療機関等からクラスター班の派遣要請があった場合には、感染症専門医師及び感染管理認定看護師を当該医療機関等へ速やかに派遣し、院内のゾーニング・動線確保や医療従事者に対する感染防御指導などを行っております。

2 新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者 受入協力医療機関以外に対する医療資源及び財政的支援について

【医療政策課、薬務課】

新型コロナウイルス患者を受入れ、病床を提供した病院や施設にのみ、多くの支援が行われているが、実際に受入れを行っていない施設でも多くのコストをかけ感染予防に努めている。現場で働く職員においても職種の垣根を越えて多重の業務を強いられている状況にある。

指定病院が新型コロナウイルス患者を受入れている中で、そこに入院できない患者を受け入れている中小病院があることを理解していただき、医療資源の支援や財政的支援を医療従事者全体に平等に行きわたるよう要望する。

【医療政策課】

○県内医療機関に調査したところ、新型コロナウイルス感染症患者の入院を中心的に受け入れている感染症指定医療機関13病院においては、令和2年4月から12月までの外来・入院患者数、手術件数がいずれも前年比で約2割の減少、医業利益は平均約4億円の減少、医業利益率は5.4%の減少となるなど、厳しい経営状況となっていると承知しております。また、入院を受け入れていない医療機関においても、同様に厳しい経営状況となっていると承知しております。

○入院受入医療機関に対しては、国の予算を活用した病床確保に対する補助を、4月から12月分として約170億円交付したほか、県独自の支援策も設けております。

また、入院受入の有無に関わらず、医療機関等を対象とした感染対策に係る補助を行っております。さらに、全国知事会から政府に対して、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるための対処を求める累次の緊急提言を行っているところです。

○県としましては、国による医療機関への支援策を最大限活用するとともに、県内医療機関の経営状況等を注視しながら、全国知事会とも連携し、国に対して支援策の拡充を強く要請してまいります。

【薬務課】

○新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関以外の病院につきましても、医療用資材の在庫調査結果に基づき、不足しているマスク等の医療用資材を適切に供給しております。

○医療用資材が不足している医療機関については、引き続き必要量を適切に供給してまいります。

3 安定的・継続的な医療提供体制構築のための感染症予防及び感染拡大防止体制の強化について

【医療人材課】

医療及び介護現場で働く看護職は、様々な感染症にばく露する危険があることから、医療及び介護現場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練について継続して実施できるよう財政措置を要望する。

【回答要旨】

【医療人材課】

- 既存の医療及び介護現場における感染看護に関する研修に加え、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、「感染予防対策強化研修」を実施し、感染予防対策に精通した医療従事者357名を養成いたしました。

- 引き続き、県看護協会と連携を図りながら、院内における感染対策のための研修を実施し、感染予防対策に精通した看護職員の養成に取り組んで参ります。

4 医療資源の適正化価格での安定供給システムの構築

【薬務課】

新型コロナウイルスの世界的な流行に伴い医療用物資等医療資源の確保がかなり難しく、二次感染を防ぐ為に使用すべき場面での十分な活用も困難な状況になってしまっている。そのため本来リユース使用が推奨されていない個人的防護具も例外的使用となり（国からの通知）、医療従事者が守られているのか不安な状況となっている。また、材料の価格高騰、そして全体的な患者数の大幅減少などに伴い、全国の3分の2の病院が赤字に転落しており、今後も中小病院が閉鎖に追い込まれる状況が懸念される。

国や県においても医療材料の適正な価格で安定供給できるシステム構築を要望する。

【回答要旨】

【薬務課】

- 感染症患者の受入にあたっては個人防護具の確保が必須であり、適正な価格で安定的に供給されることが重要であると認識しております。都道府県単位でのシステム構築は困難であることから、国の責任において個人防護具の調達・供給を行うこと及び市場流通の適正化を図ることを国に対して要望しております。

- 今後も引き続き、国に対して個人防護具の市場流通の適正化を図ること及び安定的な供給スキームやシステム構築を要望してまいります。

その他の要望事項（継続）

1 看護補助者の活用

【医療人材課】

看護補助者は「特段の資格」が求められていないことから、介護福祉士等の介護系資格保有者が「看護補助者」として病院に勤務している実態がある。

しかしながら、「保有資格で独占されている業務」に従事するわけではないことから、賃金面での評価が低く、看護補助者は、「経験・技能のある介護職員の平均引き上げ額をその他の介護職員の2倍以上とする」などのルールがある特定処遇改善加算対象の介護施設等へ流れていく傾向にあり、看護補助者のなり手が不足している実態がある。

また、看護補助者の活用にあたって、看護補助者になるために資格は必要ないがリネン交換にしても感染の知識が必要であり、全く知識がない方が入っても長続きしない傾向がある。

現在、医療従事者の働き方改革が進められている中で、医師から看護師へのタスクシフティングやタスクシェアリングの議論が進められており、入院患者の高齢化により日常生活支援が必要な者の比率が高まっている中、看護職員がより専門性を発揮できるよう、「標準化された看護補助者への研修体制の構築（入職研修プログラム等の環境整備）」「実効性のある看護補助者確保対策」「看護補助者の定着（賃金等の処遇改善・役割の明確化等）」に係る財政措置が講じられるよう要望する。

【回答要旨】

【医療人材課】

○看護の専門化及び役割の多様化が進むなか、看護師、准看護師及び看護補助者が円滑に協働していく必要があります。

県では、看護補助者をはじめ、看護チームを管理・教育する看護管理者を対象に、県看護協会に委託する「魅力ある職場づくり支援事業」の管理者研修を実施し、看護補助者のキャリアアップ支援や看護補助者活用のための研修を実施しております。

○引き続き、県看護協会と連携しながら、「魅力ある職場づくり支援事業」の管理者研修を実施することにより、看護補助者の育成に努めてまいります。

2 暴力・ハラスメント防止対策及び看護職のメンタルヘルスケアに対する支援について

【医療人材課】

「2017年看護職員の実態調査」（日本看護協会）のなかで、最近1年間に勤務先または訪問先などで暴言・ハラスメントを受けた経験を尋ねたところ、経験が「ある」と答えたのは52.8%であり、その中でも20代は57.1%と他の年代より高い割合であった。

「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究分担研究報告書」の「医療・福祉における労災認定事案の特徴に関する研究結果」では、看護師、准看護師、看護補助者に精神障害の事案の割合が多く、中でも暴言・暴力やハラスメントの被害者となったことが業務によるストレス要因として発病に関与したと考えられるものが一定数存在していたことが報告された。

特に、訪問看護等在宅領域で働く看護職員は、一人で利用者宅へ訪問するケースが多く、対応次第では口コミ等による風評被害により経営に影響を及ぼすことが懸念されることから、実態が明るみになっていないことが想定される。今後、対応マニュアル作成やeラーニングの具体的な事例として活用するためにも、医療機関及び訪問看護等在宅領域で働く看護職を対象とした暴力・ハラスメントの実態調査について要望したい。

また、先般の新型コロナウイルス感染症に関連した心理的ストレス（家族への感染、子どもの保育園受け入れ拒否、妊娠しながら働くことへの不安、感染リスクのある利用者宅への訪問看護等）を理由に離職することも懸念されることから、医療機関そして在宅領域等の看護職員も安心して働き続けられるよう、ハラスメント防止（暴力・ハラスメント・風評被害防止啓発強化等）及び看護職のメンタルヘルス対策（カウンセリング・ハラスメント相談対応強化）についても併せて要望する。

【回答要旨】

【医療人材課】

○県では、看護管理者、事務・人事管理者等を対象に、県看護協会に委託する「魅力ある職場づくり支援事業」の管理者研修において、職場のハラスメント対策研修を実施しております。また定着促進コーディネーターによる施設訪問では、職場のハラスメント相談に対応しているところです。

○さらに、新型コロナウイルス感染症に関連した医療者の風評被害や心理的ストレスにおける看護職のメンタルヘルス対策とし、県看護協会に委託する「魅力ある職場づくり支援事業」の定着促進コーディネーターによる電話相談窓口を開設し、対応しております。

○引き続き、県看護協会と連携しながら、暴力・ハラスメントの実態調査やハラスメント研修及び新型コロナウイルス感染症における電話相談を通して、看護職員が安全で安心して働き続けられる職場づくりに取り組んでまいります。

その他の要望事項（継続）

3 医療従事者等の子どもに係る保育体制の支援

【子ども未来課】【医療人材課】

先般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「一般保育園で、医療従事者の子どもは預かれないなど言われ、法人の保育園で対応した」「一般の保育園で預かってもらえず、院内保育所を利用したが、利用料が二重となって金銭面の負担と精神的苦痛があった」「看護職の子どもだけ別の部屋で待機させられる」といったことが県内看護職から聞かれ、子どもがいる医療従事者にとっては、安心して業務に専念できる環境が整っていないと声があがっている。

また、パンデミック発生時、災害発生時以外にも、人的余裕がない職場で働いている場合で子どもが病気の時にも看護職としての使命感から休むことをためらう看護職もおり、看護職不足の中、子育て環境が整っていないことにより、貴重な看護職が離職に繋がらないよう安心して働ける保育対策の構築（パンデミック及び自然災害発生時等における医療従事者の子どもの保育体制強化、住居がある市町村を問わず利用できる病児保育体制等）について要望する。

【回答要旨】

【子ども未来課】

○保護者の職業等を理由に、必要な保育を受けられないような状況の発生を防ぐために、市町村を通して保育施設への周知をするなど、保育の提供を受けられるよう適正な対応を徹底するよう努めております。

○また、病児保育の体制についても、市町村をまたいだ利用ができるよう広域連携を進めております。

○引き続き市町村と連携し、必要な保育を受けられるような体制を維持できるよう努めてまいります。

【医療人材課】

○子育て中の医療従事者の離職防止を図るため、病院内保育施設を設置する病院に対して運営費の一部を助成しており、学校等の休業時や子どもが病気の際にも継続して就業できるよう学童期の児童や病児の受入に伴う加算措置を設けることにより支援を行っております。

その他の要望事項（継続）

4 看護師養成所教員のキャリア支援及び勤務環境の改善等への支援について

【医療人材課】

教育の場は学校構内にとどまらず、臨床現場での指導など高いスキルを求められている。さらに、今後地域包括ケア体制の中で多職種と連携しチーム医療を担う看護師の人材育成を行うことは、看護教育の質の向上が不可欠である。

現在、茨城県内には5つの看護大学、28校の看護専門学校があり、毎年1,600人を超える看護師等の養成を行っているが、教員としてのキャリアが描きにくいことなどから教員の確保に苦慮している現状である。このような現状をふまえ、「茨城型教員ラダーの作成・活用」「臨床実践研修の実施」等、看護師等養成所教員キャリア支援及び勤務環境改善等への支援について要望する。

【回答要旨】

【医療人材課】

- 県では、県内の看護師等学校養成所の新人専任教員及び管理者を対象に「ブラッシュアップ研修事業」において、専任教員の定着とキャリアアップ支援のための研修を支援しております。
- また、昨年度から「臨床実践研修」も含めた「茨城型看護教員ラダー」導入に向けて議論しているところです。
- これに加えて、看護教員と臨床看護師とが相互に連携しながらキャリアを形成することが重要なことから、現在は看護団体ごとに策定しているキャリアラダーについて、互換性のあるものとなるよう国が中心となり調整を図るとともに、そのようなキャリアラダーに対応した研修会を実施する団体等に対し、十分な財政的措置を講ずるよう国に対して要望しております。

追加要望事項

自然災害及びパンデミック複合型災害発生時に対応する支援体制の構築について

【厚生総務課】

当協会では、災害対策基本法及び茨城県地域防災計画に基づく医療救護について、「四師会による災害時の医療救護活動に関する協定書」及び日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」を基本に協会が作成した「災害支援マニュアル」により県と連携しながら災害支援活動を行っています。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国から「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(R2.4.1)、「新型コロナウイルス感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備(管内市町村及び関係機関との連携強化)」(R2.7.1)等の通知が発出されたところです。

については、自然災害と新型コロナウイルスなどの複合型災害発生時における情報の共有、医療救護体制、避難所の運営、医療物品などの備蓄、市町村との連携等について、再検討の必要があると考えています。自然災害及びパンデミック複合型災害発生時に対応する支援体制の強化について要望します。

また、看護協会としては、茨城県地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動と災害支援ナースの活動を効果的に運用するため、県との災害時の医療救護に関する協定の締結が必要と考えています。

具体的には、被災地や被災医療機関等に関する情報の共有と合わせて、県と調整して作成する医療救護計画に基づき、被災地の施設、救護所及び避難所等への(医療チームを構成する)看護職の派遣などに関する内容と考えています。このことについても、合わせて要望致します。

【回答要旨】

【厚生総務課】

- 現在、自然災害に対しては、「茨城県保健福祉部災害対策マニュアル」において、災害が発生した際の体制や他団体との連携について定めており、今後、パンデミックが発生した場合に、自然災害との複合型災害に対応するため、「災害対策マニュアル」の見直しを検討することとしております。
- 新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、今後のパンデミックを想定した災害医療体制の構築に努めてまいります。
- 災害時の医療救護に関する協定につきましては、災害時に看護職の派遣が円滑に行われるよう、県と県看護協会との間で、令和2年度内に協定を締結できるよう進めてまいります。